

○新潟県中東福祉事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年2月21日組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 個人情報の保護に関する法律の施行については、五泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年五泉市条例第28号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟県中東福祉事務組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 新潟県中東福祉事務組合個人情報保護条例（平成29年組合条例第2号）は、廃止する。